

**公益社団法人日本伝熱学会が主団体となって後援する  
国際会議，国際集会に関する申し合わせ**

平成 12 年 12 月 2 日 制定

1. 会員より，国際会議，国際集会について後援の申し出があった場合，理事会において必要事項の審議を行い，支援の可否，および支援のあり方を決定する。
2. 理事会の審議のため，申し出者に会議（集会）の内容に関する資料を提出させる。
3. 会議（集会）の内容は伝熱学，熱工学と密接に関連するものであり，かつ学術の発展に貢献するものであること。
4. 会議（集会）の議長，組織委員会委員の数名以上が本学会の会員であること。
5. 会議は原則として独立採算であるとする。  
ただし，特定の支出項目について資金援助の申し出があった場合，理事会の承認に基づいて 50 万円を上限として支援できるものとする。なおその際，会議（集会）の収支に剰余金が生じた場合に予め合意した割合で学会へ剰余金が還付されるよう事前に取り決めを行う。
6. 会議（集会）の成果（論文等）を，T S E あるいは学会誌に掲載するよう勧める。

**[付則]**

本学会の部会，委員会等が主催する国際会議については，別途申し合わせを定める。